

一般財団法人 臨床試験支援財団 CRC あり方会議支援委員会規程

(目的)

第1条 一般財団法人臨床試験支援財団（以下、「当財団」という）の主催する「CRC と臨床試験のあり方を考える会議」（以下、「CRC あり方会議」という）の運営を円滑にするために、共催団体との意見交換を行う場として、CRC あり方会議支援委員会を設ける。

(委員会の構成)

第2条 本委員会は、以下の者で構成する。

- (1) 「CRC あり方会議」を共催する各団体から推薦された委員（各1名）。委員は、理事長が委嘱する。
- (2) 当財団の理事長が議長を務め、理事及び評議員においても出席可能とする。

(委員の役割)

第3条 委員は、本委員会での議論を踏まえ、推薦母体と当財団の間の意思疎通が円滑にいくように努める責務を有する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年間（1年後の本委員会開催時まで）とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の開催)

第5条 本委員会は、年2回以上開催する。本委員会は理事長が招集する。

(委員会の役割)

第6条 本委員会は、当該年度の「CRC あり方会議」の会議代表、運営委員長またはプログラム委員長から、以下の報告を受け、支援・助言を行う。

- (1) 「CRC あり方会議」の進捗状況報告
- (2) 「CRC あり方会議」の終了報告
- (3) 「CRC あり方会議」の会計報告

2. 「CRC あり方会議」の運営に関する意見交換を行う。

(規程の変更)

第7条 本規程の改定は、評議員会の議を経て、理事会の承認を得て行うもの

とする。

附則 本規程は 2016 年 8 月 1 日よりこれを施行する。

2016 年 7 月 27 日 理事会・評議員会に原案提示

2016 年 8 月 1 日 修正案承認